

大島神崎家の古文書へづき

一番所、百姓の侵逼、そして子殺し禁止のこと

会員 羽柴 弘

元和七西

高政(押)

六月十二日

大島
市兵衛
百姓中

有付く。生糸成。且て定
使う。百姓也

前号、最後を私は一程すぐ大島には、佐伯藩の見張所が出来た」と結んだが、誠念なことには、それが何時であつたか、どの様な人員が詰め、どの様なこととし、又どの様な施設をもつていていたか、今のこと如何一つわからぬ。安部力会員の蕙集による國矢家古文書へ文政五年中御小姓日記にて次の様が記録が残つてゐる。

鼻面御番所詰加藤安右衛門・大嶋御番所詰阿南唯七
へ未月十日 寅洪院様御靈前へ祥礼被仰付、同日
於 鈴城御番被下置候段被 仰出候段御番頭申聞候
に付 御用狀を以申越候

この様に鼻面御番所と並んで大島の御番所が格別に重視されてゐることがあらが、前掲の問題は依然残つてゐる。どまたかにキ引となる文獻あらず御教示を仰がたるものである。

それはそれとして、その御番所である大島の漁民侵逼の文書が、もう一通ある。

(第五資料)

鮑免除百姓共育付候事

(總下し)
解とおきく申遣候事其

態ト申遣候 其浦より毎年

子殺し禁止のこと

(總下し)

前へ文書より一年前へ元和六年、高政は次の様を申遣しと庄屋市兵衛に宛ててゐる。

(第六資料)

態と申遣候 其の件中子を

うみ候てよりこ詰し候旨聞
届候 ナリとて凡おこき事
にて候間 今より後生札子
男女によらずこらし候事無
用に候

重・親不弁にて是非そぞ
て候事不成もの於有之者此
方へ申可越候少の可加合
力候間 壓ころし申間敷候
若此後ころし候こと聞届候
日ば、其親夫婦共に曲言に
可申付候間、此段百姓中に
堅可申聞者也

申
高政(墨印)
大島庄屋
市兵衛す、
保勢守
壬午月十六日

産女院より殺し候旨聞
届け候ナリとてはむこき事
にて候間 今より後生札子
男女によらずこらし候こと無
用に候

重・親不弁にて是非そぞ
て候こと成らざるも、これ有るは
或ては此方へ申可越すべ候
の合カ加く候間、堅ころし
申す間敷候、若此後ころし
候こと聞き屬り候ば、其う親
夫婦共に曲言に申し付く可
候間、此段百姓中に堅く申
聞かず、ベキモカナリ。

不弁・暮しに困る・貧乏
合カ・生活の補助
曲言・曲事・犯規に備する

だが、このお融書は、大島庄屋だけに出され左もんでは
はないが、と疑つて見たい。大島たけへ特惠的なもので
はなかつたか。

藩命示達の方法として佐伯藩では、村内へ大庄屋許と
順達する、つまり一通のお融書と順番に送り、大庄屋は
大急ぎで写書を作つて小庄屋に達示、百姓一同に教える。
お融書は晴印としてすぐ隣の大庄屋にま本す、そのよう
な方法であつた。

然しこの一連の神崎家の古文書は、大島庄屋にだけ宛
て左内容であり、しかも藩主高政自身の花押や墨印が押
してある。そして一々庄屋の宛名が書かれてある。

だから私は、番所設置の意図をもつ大島の農民に対する
特別優遇の恩召しからではなかかと推測する。

ゆくりなく私は思ひ出す。藩祖高政の農耕に対する
接書であるが、それによると農繁期は女共も休んでいて
はならない。三度の食事は悉く田畠に運んで食わせ、田
の草は一番、二番、三番、四番草までとるべしと、かな
りきつい言葉できめつけてある。比べて考えて、よくよ
く大島の百姓たちを庇護してのお融書といふべきである。

神崎家には尚外に

寶政六年 二代高成公より 市兵衛定(庄屋跡目について)
(年次不明) 三代高尚公より 派兵衛へ(細工作賞詞)

(全) 一 日内高鍋伊東修理太夫より 庄屋市兵衛へ難船(際
の協力に対する礼状)

△三通があるが、本誌での紹介は一応これでおく。

生活費におえぐ貧農は、口べらしのため産児を制限
するため堕胎とし、足手まといの乳搾を殺す、そんなこ
とも敢えてせねばならなかつた。これは今も昔も許され
ないことへ似し今日は巧妙に受胎を調節し、又日理屋をつ
けて躊躇することを半氣でやつてゐる)、法律は厳重に禁じ
てゐる。

このお融書は、おこなうこととして禁止してゐるが、親
が不弁(貧困或ひ無智)で育てるここと困難な場合は、随才
出れば全力(補助)を加えるから、という温情あるお融れ
である。

豈後水道に臨む佐伯湾の沖合はるかに深がぶ孤島大島、
旧藩時代は佐伯藩の格別の庇護の下にあつた特殊な島で
あるところを、神崎家の古文書のお陰で明らかにし得た
わけである。